

8月1日から 後期高齢者医療 保険証更新

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日です。

8月1日から使用していただく保険証は、7月下旬までに配達記録郵便(※)で送ります。

保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

新しい保険証は、色が水色から桜色に、氏名などの文字が大きくなります。

古い保険証は、市役所へお越しの際に、返還してください。

※配達記録郵便では、受け取る際に押印か署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物お預かりのお知らせ』の案内が入ります。再配達依頼をするか、支店に直接受け取りに行ってください。

郵便支店での留置期間を超えると、保険証は市民窓口グループへ返還されます。その場合は、印鑑と身分証明書と現在お持ちの保険証を持って市民窓口グループへお越しください。

負担割合の判定方法が変更になります。

	8月以降	7月まで
基準となる収入の期間	平成20年度住民税（平成19年中所得）	平成19年度住民税（平成18年中所得）
負担割合の判定対象者	同一世帯の被保険者	同一世帯の被保険者と70歳～74歳の方
負担割合が3割となる基準額	住民税の課税所得が 145万円 以上 ※判定対象となる方が一人でも上記に該当すると、世帯の被保険者は全員3割となります。 ※平成18年8月に導入された住民税の課税所得が145万円以上213万円未満の方に対する経過措置は、7月で終了します。	
基準収入額適用申請	下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更(※1) ア. 同一世帯に他の判定対象者がいない方…被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 同一世帯に他の判定対象者がいる方…同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満	下記、いずれかに該当し申請をした場合、翌月より1割に変更 ア. 同一世帯に他の判定対象者がいない方…被保険者本人の収入が383万円未満 イ. 同一世帯に他の判定対象者がいる方…同一世帯の後期高齢者医療被保険者収入の合計額が520万円未満 ※平成18年8月に導入された収入が383万円以上484万円未満の方(上記のイに該当する場合は520万円以上621万円未満)に対する経過措置は、7月で終了します。
新たに導入される経過措置(※1)	【対象者】 同一世帯の被保険者が1人であり3割負担となる方で、同一世帯の前期高齢者の方(※2)を含む収入が520万円未満の方 【内容】 1か月の自己負担限度額が以下のように軽減されます。 ・外来のみ 44,400円 ⇒ 12,000円 ・外来+入院 約80,000円(※3) ⇒ 44,400円 ※負担割合は3割です。 ※平成22年7月までの経過措置です。	



※1 7月31日(木)までに市民窓口グループへ申請することにより変更できます。

※2 70歳～74歳の高齢受給者証をお持ちの方

※3 かかった医療費の総額により、加算があります。

問合せ先 市役所市民窓口グループ ☎52-1111 (内線217・227)